

機内販売商品「ハンドジェル」の自主回収について

株式会社AIRDO(本社:札幌市、代表取締役社長:齋藤貞夫)は、機内販売商品「ハンドジェル」において製造番号の表示不備が製造販売元の報告により判明しましたため、当該商品を自主回収させていただきます。
今般の事態を厳粛に受け止め、今後、一層の販売管理体制の強化を図り再発防止に取り組んでまいります。
お客様にはご心配とご迷惑をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象品

「ハンドジェル」機内販売分 404 セット(1 セット 2 個入り)

販売価格 1 セット 1,000 円 (税込)

※ 本商品は手の洗浄を目的としたアルコール洗浄用ジェルです



2. 本事実の概要

2015年2月1日より販売を開始した「ハンドジェル」において、製造番号の表示不備が判明しました。

医薬品医療機器等法(旧薬事法)第61条3項では、本商品が該当する「化粧品」の表示項目の一つとして、「製造番号又は製造記号」を表示しなければならないと定められていますが、当社の販売商品にその表示がないことが製造販売元の報告により判明したため、既に販売された当該商品について自主回収をさせていただきます。

※ 製造番号の表示不備による自主回収であり、本商品の品質には問題ございません。

3. お客様対応の窓口

お客様には慎重にお詫び申し上げますとともに、対象商品をご購入のお客様につきましては、お手数ではございますが、下記窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

株式会社AIRDO CS 推進室「ご意見ご要望窓口」

札幌 011-271-4477 東京 03-6428-9700 9:00~17:00(土・日・祝日は除く)

〒144-6591 東京都大田区羽田空港 3-3-2 第1旅客ターミナルビル

(羽田空港郵便局 私書箱 31号)

4. 再発防止策

これまで実施してきた納品検収の手順を見直し、当社による商品販売要件の確認を再徹底することで管理体制の強化を図り、再発防止につなげます。

以上